

輸入禁止品目一覧

(2018年5月15日付政令69/2018/ND-CP)

最終更新日：2019年12月10日

No	輸入品の詳細	所轄官庁 ¹
1	武器、弾薬、爆薬（工業用爆薬を除く）、軍事技術設備	国防省
2	花火各種（運輸省のガイドラインに沿った海洋保安を目的とする信号花火を除く）、走行速度測定器を妨害する設備、スカイランタン	公安省
3	次の商品分類に属する中古消費材 ー繊維・縫製品（衣服）、皮革製品 ー電化製品 ー電気冷蔵庫 ー家電製品 ー医療器具 ー室内装飾品 ー陶磁器、テラコッタ、ガラス、金属、樹脂、ゴム、プラスチック製の消費材、その他原料の家庭用品 ー自転車 ー自動二輪（オートバイ）、原動機付自転車	商工省
4	ベトナム国内での普及・流通が禁止されている、普及・流通の停止が決定している、または廃止・没収・破棄の対象となる各種文化製品	文化・スポーツ・観光省
5	中古のIT商品	情報通信省
6	a.ベトナム国内での普及・流通が禁止される出版製品 b.郵便法関連規定により販売、交換、展覧、宣伝の禁止対象となる郵便切手 c.電波法の電波基準値或いは技術標準を満たさない無電装置、電磁波発生装置	情報通信省
7	a.右ハンドル車（右ハンドル機能が除去されたもの、輸入	交通運輸省

¹ 各所轄官庁は、輸出入関税リスト上のHSコードを明記する一覧表を発売している。

	<p>される前に左ハンドル仕様に改造されたものを含む、運河および堤防掘削機、路面清掃車、路面塗装車、重ダンプ車、ロードローラー車、空港敷地内の輸送用車両、倉庫・港のフォークリフト、ゴルフ場の キャディー車等を除く)</p> <p>b. エンジンナンバーが削除、修正、上書きされた自動車及びその部品</p> <p>c. エンジンナンバーが削除、修正、上書きされた各種のオートバイ</p> <p>d. エンジンナンバーが削除、修正、上書きされた各種のトレーラー</p>	
8	<p>以下を含む中古用品および中古車</p> <p>a. 自動車、トレーラー、セミトレーラーおよび四輪駆動車のエンジン、フレーム、インナーチューブ、タイヤ、交換部品およびモーター</p> <p>b. エンジンを搭載した、自動車およびトラクターのシャシ（中古エンジンを搭載した新品のシャシおよび新品のエンジンを搭載した中古シャシを含む）</p> <p>c. 元のデザインと比較し、構造が変更されている各種自動車</p> <p>d. 自動車、トレーラー、セミトレーラー（専門のトレーラーおよびセミトレーラーを除く）、製造された年から輸入される年までの間5年以上にわたり使用された中古乗用四輪駆動車</p> <p>dd. 救急車</p>	交通運輸省
9	ロッテルダム条約の付録IIIに定められている化学製品	農業農村開発省
10	ベトナムで使用禁止されている植物保護薬	農業農村開発省
11	フロンガスを使用した鉄くず、廃棄物、冷蔵装置	天然資源環境省
12	角閃石類のアスベストを含有する製品	建設省
13	a. 化学兵器禁止条約及び政令 38/2014/ND-CPの付録IIに規定された第 1 種有毒化学品	商工省

	b.政令 113/2017/ND-CPの付録IIIにおいて定められている 禁止の化学品	
14	a. CITESの附属書Iで定められる貴重かつ希少な絶滅危惧 動植物であり、商業目的で輸出される天然資源由来の種 の標本 b. シロサイ (Ceratotherium simum) 、クロサイ (Diceros bicornis) およびアフリカゾウ (Loxodonta africana) の標 本および加工製品	農業農村開発省

情報通信省は2018年10月15日施行の通達11/2018/TT-BTTTTを公布し、輸入禁止の中古情報通信関連製品一覧を規定している。

首相は2019年4月19日付で中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する決定18/2019/QD--TTg (2019年6月15日発行) を発出した。本決定では、製造年から20年を超えない、HSコード第84類および85類の特定中古機械・設備・技術ラインのリストが定められている。本決定に列挙されていないHSコード第84類および85類の中古機械・設備・技術ラインについては、原則、使用期間が製造年から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7 (先進7カ国) の基準に適合している等の特定の条件を満たしている場合のみ、輸入が認められる。

政府は2013年1月24日付決定11/2013/QD-TTgを公布し、一部の野生動物の標本 (シロサイ、クロサイ及びアフリカゾウ) に対し輸出入及び販売を禁止している。

※ベトナムの中古車輸入規制

中古車の輸入は、2019年3月25日付通達06/2019/TT-BCTおよび2018年5月15日付政令69/2018/ND-CPに基づき規定されている。

以下に該当するものを除き、製造後5年以下の中古車に対する輸入制限は見られない。

- ・ 右ハンドル車 (右ハンドル機能を除去されたもの、また、ベトナム輸入前に左ハンドル仕様に改造されたものを含む。但し、運河および堤防掘削機、路面清掃車、路面塗装車、路面散水車、重ダンプ車、ロードローラー車、空港敷地内の輸送用車両、倉庫・港のフォークリフト、ゴルフ場のキャディー車等を除く)
- ・ オリジナルの仕様から改造された車両

ベトナム 輸入品目規制

- ・ フレーム番号またはエンジン番号が修正・上書き、削除された車両
- ・ 中古救急車

16 座席以下の中古乗用車の輸入条件の詳細については、2019 年 3 月 25 日付商工省通達 06/2019/TT-BCT (2019 年 5 月 8 日発効) において規定されている。

輸入条件は、上記の条件に加え、ベトナムの品質基準、安全基準、環境基準を満たす必要がある。

輸入手続きは、通常の通関関連書類の他、輸出国で発行された登録証明証、流通証明証、登録抹消証明等の提出が必要となる。

輸入管理品目一覧

輸出入管理品目の所轄官庁は商工省（旧商業省）²が直接管轄するが、品目によっては関連する所轄官庁と協議され、別途各品目の詳細規定は各省によりガイドラインや通達によって定められる。以下は商工省及び各関連官庁が公布した輸入管理品目一覧となっている。

【商工省】

No	輸入品
1	商工省から随時発表される、ベトナムが加盟・締結している国際条約や協定に従って管理される輸入品
2	商工省の規定による自動輸入許可証の適用対象の製品
3	年間輸入クォータの適用対象の製品（葉巻原料、砂糖、塩および卵）
4	a. 有毒化学物質およびそれを含有する製品全般、 b. 政令38/2014/ND-CPの付録Iの表2-3に定められている化学製品 c. 工業用前駆物質
5	火薬類及び産業用火薬類の工業用前駆物質
6	タバコ原料、タバコ製品、タバコ用巻紙、タバコ生産用の機械設備及びその部品

【交通運輸省】

No	輸入品	管理形態
1	海洋保安を目的とする信号花火各種。 運輸省は輸出入関税リスト上の HS コード一覧表を發布し、輸入許可証の交付手続きを定める。	輸入許可証

² 2007年7月31日に工業省と合併し、商工省に改称された。

【農業農村開発省】

No	輸入品	管理形態
1	ベトナムに輸入されるものとして初めて登録された 獣医薬及びその製造原料	検査合格証
2	ベトナムに輸入されるものとして初めて登録された 獣医薬用の生物学的製剤および化学剤	検査合格証
3	<p>(a) ベトナムでの使用のために一時的輸入が認められる植物保護製品のリストに記載されていない、または輸出加工を目的とした外国団体と契約がされていない植物保護製品；</p> <p>(b) 殺菌を目的とした植物保護製品の内、活性成分臭化メチル及びGHS (Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals) に基づく急性毒性カテゴリ I、II該当の物；</p> <p>(c) ベトナムでの分類を目的とする使用を認められる植物保護製品のリストに記載の無い植物保護製品</p> <p>(d) 特別な場合における農業農村開発省の決定により試験、研究、ベトナムの外国プロジェクト、サンプルとしての使用、商談会での使用が認められる植物保護製品のリストに記載されていない植物保護製品；</p> <p>(dd) ベトナムでの使用は禁止されているが、参考用として輸入される植物保護製品のリストに記載されている薬品</p>	(a)および(b)については、輸入の諸条件、輸入数量、輸入許可証交付手続きを記載した輸入許可証を交付。
4	ベトナム国内に生息していない農作物・植物栽培種子 及び昆虫、精子、胚子	検査合格証
5	ベトナム輸入前に検疫対象の動植物栽培種子	輸入許可証
6	研究や試験生産などの目的で輸入可能な植物栽培種子一覧表外のもの	輸入許可証
7	ベトナム国内で初めて使用される種類の飼料及びそ	検査合格証

ベトナム 輸入品目規制

	の製造原料（水産物の飼料を含む）	
8	新規にベトナムで使用される肥料	検査合格証
9	栽培・飼育用の遺伝子技術関連製品、学術用微生物	輸入の諸条件、輸入許可証交付手続きを記載した輸入許可証を交付。
10	a. CITES付録Iに記載の天然資源の内、希少且つ絶滅危惧の野生動物及び植物のサンプル b. CITES付録II、III記載の絶滅危惧の野生動物及び植物及び配合、育成、人工栽培による同文書記載の絶滅危惧の野生動物及び植物	農業農村開発省はワシントン条約の規定に依拠して、輸出の諸条件と輸出手続きのガイドラインを発表する。
11.	a. プロバイオティックや微生物などの原材料	輸入原材料の品質管理規定
	b. ベトナム流通可能製品或いは条件付輸入製品	一覧の公表
	c. ベトナム流通可能或いは条件付輸入の未成品	輸入許可証
12.	a. 一般輸入の水産物魚種	一般輸入が可能な一覧表の公表
	b. 輸入条件付きの水産物魚種	輸入条件付き魚種一覧表の公表
	c. 一般輸入可能一覧表外の水産物魚種（初回輸入の場合）	輸入許可証
13.	a. 一般輸入可能な食用生水産物	一般輸入が可能な一覧表の公表
	b. 一般輸入可能一覧表外の食用生水産物	リスク管理、輸入許可証の発行

【天然資源環境省】

No	輸入品	管理形態
1	各種スクラップ	諸条件または基準を適用

【情報通信省】

No	輸入品	管理形態
1	印刷物（本、新聞、雑誌など）	出版関連法令
2	郵便切手、切手発行物、切手製品群	輸入許可証
3	下記を含むセキュリティーソフト製品： a. セキュリティーソフトの検査、査定； b. セキュリティーソフトの監視 c. アンチハッキングソフト	輸入許可証
4	印刷業用整版・タイプセッティングのシステム	印刷関連法令
5	各種の印刷機、カラーコピー機	印刷関連法令

【文化・スポーツ・観光省】

No	輸入品	管理形態
1	記録素材を問わず、映画作品およびその他 映像・音声製品	内容承認
2	美術製品、形成製品、絵など	内容承認
3	懸賞組み込み型の電子ゲーム機およびカ ジノゲーム用の専用設備	諸条件を適用（設備と組み込みプロ グラム）
4	玩具・子供向けゲーム	輸入可能なゲームの属性と種類を公表 3

【保健省】

No	輸入品	管理形態
1	特別管理指定されている物以外でベトナム で自由販売が許可されている薬品；	必要性に応じて輸入を許可。 輸入受注 の事実確認は行われない。
2	ベトナムで自由販売が許可されている薬品 の材料；	必要性に応じて輸入を許可。 輸入受注 の事実確認は行われない。

³ 2014年12月31日付文化スポーツ観光省通達28/2014/TT-BVHTTDLにおいて輸入可能な玩具が規定されている。

ベトナム 輸入品目規制

3	ベトナムでの自由販売が既に許可されている製造元が使用する薬剤；	必要性に応じて輸入を許可。 輸入受注の事実確認は行われない。
4	CFS 登録の医療機器	必要性に応じて輸入を許可。 輸入受注の事実確認は行われない。
5	自由販売が許可されている虫及び菌の殺害を目的とした薬剤及び薬品	必要性に応じて輸入を許可。 輸入受注の事実確認は行われない。
6	特別管理指定の薬品	輸入許可証
7	特別管理指定の薬剤	輸入許可証
8	自由販売が許可されていない薬品	輸入許可証
9	特別管理指定では無い CFS 許可の無い薬品	輸入許可証
10	薬品のパッケージ等と物理的接触のある参考用の商品	輸入許可証
11	保健省が定める食品衛生に関する法及び規定に基づき輸入される食品	適合宣誓書、当局の査定及び食品衛生に関する基準を満たす宣誓書
12	CFS 許可されない医療機器の修理、研究、試験、または指導を目的とした医療機器	輸入許可証
13	治療を目的とした CFS 許可の無い医療機器	輸入許可証
14	個人の治療を目的とした CFS 許可の無い医療機器	輸入許可証
15	研究を目的に輸入される化学薬品または栄養食	輸入許可証
16	治療またはその他具体的な目的の為に輸入される栄養食	輸入許可証
17	化粧品	当局が基準を公表

医療機器の輸入手続については、医療機器輸入に関する 2015 年 10 月 12 日付け保健省通達 30/2015/TT-BYT において規定されている。

【ベトナム国家銀行（中央銀行に相当）】

No	輸入品	管理形態
1	純金	輸入許可証